

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6364605

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	09/01/2020

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
ACCURNA, INC.	09/01/2020

RECEIVING PARTY DATA

Name:	NANOCARRIER CO., LTD.
Street Address:	CHUOU 144-15, 226-39 WAKASHIBA
Internal Address:	KASHIWA
City:	CHIBA
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 2

Property Type	Number
Application Number:	15748767
Patent Number:	10232054

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)413-2220
Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.
Phone: (703) 413-3000
Email: corpassignments@oblon.com
Correspondent Name: OBLON, ET AL.
Address Line 1: 1940 DUKE STREET
Address Line 4: ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	509662US - 474443US
NAME OF SUBMITTER:	ELLEN MURABITO
SIGNATURE:	/ELLEN MURABITO/
DATE SIGNED:	10/23/2020

Total Attachments: 51
 source=Merger#page1.tif
 source=Merger#page2.tif
 source=Merger#page3.tif
 source=Merger#page4.tif

source=Merger#page5.tif
source=Merger#page6.tif
source=Merger#page7.tif
source=Merger#page8.tif
source=Merger#page9.tif
source=Merger#page10.tif
source=Merger#page11.tif
source=Merger#page12.tif
source=Merger#page13.tif
source=Merger#page14.tif
source=Merger#page15.tif
source=Merger#page16.tif
source=Merger#page17.tif
source=Merger#page18.tif
source=Merger#page19.tif
source=Merger#page20.tif
source=Merger#page21.tif
source=Merger#page22.tif
source=Merger#page23.tif
source=Merger#page24.tif
source=Merger#page25.tif
source=Merger#page26.tif
source=Merger#page27.tif
source=Merger#page28.tif
source=Merger#page29.tif
source=Merger#page30.tif
source=Merger#page31.tif
source=Merger#page32.tif
source=Merger#page33.tif
source=Merger#page34.tif
source=Merger#page35.tif
source=Merger#page36.tif
source=Merger#page37.tif
source=Merger#page38.tif
source=Merger#page39.tif
source=Merger#page40.tif
source=Merger#page41.tif
source=Merger#page42.tif
source=Merger#page43.tif
source=Merger#page44.tif
source=Merger#page45.tif
source=Merger#page46.tif
source=Merger#page47.tif
source=Merger#page48.tif
source=Merger#page49.tif
source=Merger#page50.tif
source=Merger#page51.tif

Verification of Translation

I, Yutaka MORITA,

residing in c/o Ohno & Partners, Marunouchi Kitaguchi Bldg. 21F,

1-6-5 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan

hereby declare:

1. That I am a citizen of Japan.
2. That I am well acquainted with both the Japanese and English languages.
3. That I am the translator of the document attached hereto (the Certificate of All Removed Matters) and certify that the following is a true translation to the best of my knowledge and belief.

Date: October 12, 2020

Signature: 

Yutaka MORITA

Certificate of All Removed Matters

3-42-1, Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo
Accurna, Inc.

Corporate No.	0100-01-172534	
Trade name	Accurna, Inc.	
Head office	<u>4-1-4, Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo</u>	
	3-42-1, Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo	Changed on June 13, 2016
		Registered on June 14, 2016
Method of giving public notices	Public notices shall be given in the official gazettes.	
Date of establishment	December 18, 2015	
Purposes	(Omission)	
	(Omission)	
Total Number of Authorized Shares	(Omission)	
	(Omission)	

3-42-1, Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo
Accurna, Inc.

Matters concerning companies with a board of directors	A company with a board of directors
Matters concerning companies with an auditor	A company with an auditor
Matters concerning registration record	Establishment Registered on December 18, 2015
	Underwent merger with NanoCarrier Co.,Ltd. Located Chuou 144-15, 226-39 Wakashiba, Kashiwa, Chiba and dissolved on September 1, 2020. Registered on September 11, 2020 Closed on September 11, 2020

This is a document certifying that the above are all matters that are recorded in the register and are removed.

September 16, 2020
Tokyo Legal Affairs Bureau
Greffier

Naruhiko Shirai

Seal

閉鎖事項全部証明書

東京都文京区本郷三丁目42番1号
アキュルナ株式会社

会社法人等番号	0100-01-172534	
商号	アキュルナ株式会社	
本店	東京都文京区本郷四丁目1番4号	
	東京都文京区本郷三丁目42番1号	平成28年 6月13日移転 平成28年 6月14日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成27年12月18日	
目的	(1) 医薬品、診断薬、医療機器、医療材料、医薬部外品、動物用医薬品、研究用の試薬、機器、細胞、及び動物等の企画、研究、開発、製造、販売、並びに輸出入 (2) 研究機関、企業との共同研究、受託研究の企画、管理 (3) 知的財産権（特許、著作権、商品化権等を意味する。以下同じ。）の取得、実施、及びライセンス供与、移転に関するコンサルタント業務 (4) 知的財産権の利用許諾、維持及び管理 (5) 知的財産権に関する情報収集、情報提供及び資料作成業務 (6) 新商品及び新サービスの開発、立案並びに企画実施 (7) 前各号に附帯または関連する一切の業務	
	(1) 医薬品、診断薬、医療機器、医療材料、医薬部外品、動物用医薬品、研究用の試薬、機器、細胞、及び動物等の企画、研究、開発、製造、販売、並びに輸出入 (2) 研究機関、企業との共同研究、受託研究の企画、管理、及びコンサルティング業務 (3) 知的財産権（特許、著作権、商品化権等を意味する。以下同じ。）の取得、実施、及びライセンス供与、移転に関するコンサルタント業務 (4) 知的財産権の利用許諾、維持及び管理 (5) 知的財産権に関する情報収集、情報提供及び資料作成業務 (6) 新商品及び新サービスの開発、立案並びに企画実施 (7) 前各号に附帯または関連する一切の業務 平成29年 2月24日変更 平成29年 3月13日登記	
発行可能株式総数	20万株	
	22万株	平成28年 3月16日変更 平成28年 4月 8日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
	発行済株式の総数 6000株	平成28年 1月12日変更 平成28年 1月19日登記
	発行済株式の総数 1万900株 各種の株式の数 普通株式 6000株 A種優先株式 4900株	平成28年 3月18日変更 平成28年 4月 8日登記
	発行済株式の総数 2万2523株 各種の株式の数 普通株式 6000株 A種優先株式 4900株 B種優先株式 1万1623株	平成29年12月22日変更 平成29年12月28日登記
	発行済株式の総数 2万7073株 各種の株式の数 普通株式 6000株 A種優先株式 4900株 B種優先株式 1万1623株 B2種優先株式 4550株	令和 1年12月 9日変更 令和 1年12月16日登記
資本金の額	金100万円	
	金350万円	平成28年 1月12日変更 平成28年 1月19日登記
	金7700万円	平成28年 3月18日変更 平成28年 4月 8日登記
	金3億3851万7500円	平成29年12月22日変更 平成29年12月28日登記
	金4億6364万2500円	令和 1年12月 9日変更 令和 1年12月16日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 21万株 A種優先株式 1万株 1 残余財産の分配 (1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下	

「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式の保有者(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株あたり、3万円(以下「A種優先残余財産分配金」という。)を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当てまたはこれに類する事項があった場合には、A種優先残余財産分配金の額は、適切に調整されるものとする。

(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金の全額が支払われた後、なお残余する財産があるときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて同額の残余財産の分配を行う。

II 種類株主総会

当社は、A種優先株式について、会社法第322条第1項に関する決議を行う場合のほか、法令上可能な範囲で、A種優先株主のみを構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。

III 株式の併合、株式の分割、株式無償割当てまたは株主割当て

(1) 株式の分割が行われたときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{分割により増加するA種優先株式数}} \times \text{分割後のA種優先株式数}$$

(2) 株式の併合が行われたときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{併合により減少するA種優先株式数}} \times \text{併合後のA種優先株式数}$$

(3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときまたは株式無償割当てを行ったときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} \times \left(\frac{\text{新規発行のA種優先株式数}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} - \frac{\text{新規発行のA種優先株式数}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} \right)$$

(4) なお、前各号による調整額の算定については、円位未満小数第1位以下は、切り上げるものとする。

IV 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、本IVの(2)に定める数の普通株式(以下「転換対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得す

るのと引換えに、転換対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額（ただし、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、3万円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を除く。）、

以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行または処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数）} + \frac{\text{（新たに発行する普通株式の数）} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり処分金額}}}{\text{当会社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

普通株式の数)

取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行または処分に係る基準日がある場合にはその日における、または基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式または取得条項付株式（当社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限る、当社の保有するものを除く。）のすべてに関し、その取得請求権または取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。

(iv) 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（iv）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(v) 行使することによりまたは当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記（i）ないし（iv）のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記（a）の（iv）に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。

(iii) 上記（a）の（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。

(iv) その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の目およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) 以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。
- (i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、または新株予約権（新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。）その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合
- (ii) 当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行（他の発行済新株予約権と合わせて新株予約権の目的たる株式数の合計数が累計で当該発行時点における発行済株式総数の10%を超えない範囲に限る。）する場合

V 取得条項

当社は、当社の普通株式を国際的に認知された金融商品取引所に上場することを決定し、かつ上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の払込金額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点におけるA種優先株式の取得価額で除して得られる数の普通株式を、各当該A種優先株式を保有するA種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

平成28年 3月16日変更 平成28年 4月 8日登記

普通株式 19万株
A種優先株式 1万株
B種優先株式 2万株

1 A種優先株式の内容

1. 残余財産の分配

当社は、「II B種優先株式の内容」の「1. 残余財産の分配」の定めに従って残余財産の分配を行う。

2. 種類株主総会

当社は、A種優先株式について、会社法第322条第1項に定められた以下の事項に関する決議を行う場合を除き、法令上可能な範囲で、A種優先株主のみを構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。

(1) 次に掲げる事項についての定款の変更（会社法第111条第1項又は第2項に規定するものを除く。）

イ) 株式の種類を追加

ロ) 株式の内容の変更

ハ) 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

(2) 会社法第179条の3第1項の承認

(3) 株式の併合又は株式の分割

(4) 会社法第185条に規定する株式無償割当て

(5) 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（会社法第202条第1項

各号に掲げる事項を定めるものに限る。)

(6) 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集(会社法第241条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。)

(7) 会社法第277条に規定する新株予約権無償割当て

(8) 合併

(9) 吸収分割

(10) 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

(11) 新設分割

(12) 株式交換

(13) 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

(14) 株式移転

3. 株式の併合、株式の分割、株式無償割当てまたは株主割当て

(1) 株式の分割が行われたときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりの優先残余財産分配金}}{\text{分割により増加するA種優先株式数}} \times \frac{\text{分割後のA種優先株式数}}{\text{分割前のA種優先株式数}}$$

(2) 株式の併合が行われたときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりの優先残余財産分配金}}{\text{併合後のA種優先株式数}} \times \frac{\text{併合前のA種優先株式数}}{\text{併合後のA種優先株式数}}$$

(3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときまたは株式無償割当てを行ったときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりの優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当たりの優先残余財産分配金} - \frac{\text{新規発行のA種優先株式数} \times \text{新規発行の株式払込価額}}{\text{調整前の1株当たりの優先残余財産分配金}}}$$

(4) なお、前各号による調整額の算定については、円位未満小数第1位以下は、切り上げるものとする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、(2)に定める数の普通株式(以下「A種転換対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種転換対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株主

が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額（ただし、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、3万円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行または処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

（新たに発行する普通

		(発行済普通株式 の数-当社が 保有する普通 株式の数)	株式の数×1株 当たり払込金額)
調整後 取得価額	=	調整前 取得価額	×
		(発行済普通株式の数 -当社が保有する 普通株式の数)	新たに発行する 普通株式の数
<p>取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行または処分に係る基準日がある場合にはその日における、または基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式または取得条項付株式（当会社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限り、当会社の保有するものを除く。）のすべてに関し、その取得請求権または取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。</p> <p>(iv) 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（iv）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(v) 行使することによりまたは当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記（i）ないし（iv）のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したりえ、取得価額の調整を適切に行う。</p> <p>(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p>			

- (ii) 上記(a)の(iv)に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。
- (iii) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。
- (iv) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) 以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。
- (i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、または新株予約権(新株予約権付債に係る新株予約権を含む。)その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合
- (ii) 当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行する場合

5. 取得条項

当社は、当社の普通株式を国際的に認知された金融商品取引所に上場することを取締役会が決定し、かつ上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を、各当該A種優先株式を保有するA種優先株主に対して交付するものとする。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、「4. 普通株式を対価とする取得請求権」(2)乃至(4)の定めを準用する。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

6. 出資者の優先受領権

(1) 当社について、買取が行われる場合において、当社の株主が受領する買取の対価は、当該買取が実行された時点において、以下の定めに従い、分配されるものとする。但し、本項の定めに従い分配を受ける出資者には、当該買取に係る発行会社の株式を譲渡しなかった株主は含まないものとする。

① 買取の対価が現金の場合、買取の対価の合計額を残余財産とし、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の現金の分配を行う。

② 買取の対価が現金以外の場合、当該買取に係る対価の合計額は、A種優先株式とB種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株式又はB種優先株式の保有者(複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。)が合理的に算定した評価額とし、これを残余財産として、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の対価の分配を行う。

(2) 本項において、「買取」とは、当社が以下のいずれかに該当するこ

とを意味する。

①当会社の発行済株式の議決権総数の過半数（潜在株式等（本項において、当社が募集株式の発行、自己株式の処分若しくは新株予約権、新株予約権社債その他権利を行使することにより、当会社の株式の交付を受けることができる権利を意味する。）は、行使されなかったものとして計算する。）を第三者が取得する場合

②当社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併の効力発生直前における当会社の総株主が合併の効力発生後の存続する会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併の効力発生後に存続する会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換の効力発生直前における当会社の総株主が株式交換の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転の効力発生直前における当会社の総株主が株式移転の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

⑤当社が会社分割を行う場合であって、吸収分割承継会社または新設分割会社の株式を配当財産として剰余金の配当を行う場合（なお、この場合において、本項（1）の適用上、本項（1）に基づく分配は当該株式につき剰余金の配当として行われるものとする。）

II B種優先株式の内容

1. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）およびA種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株あたり、4万5000円（以下「B種優先残余財産分配金」という。）を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当てまたはこれに類する事項があった場合には、B種優先残余財産分配金の額は、適切に調整されるものとする。

(2) 当社は、前号による分配の後なお残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり、3万円（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当てまたはこれに類する事項があった場合には、A種優先残余財産分配金の額は、適切に調整されるものとする。

(3) 第1号の定めに従い、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、B種優先残余財産分配金の全額が支払われ、かつ前号の定めに従い、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金の全額が支払われた後、なお残余する財産があるときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて同額の残余財産の分配を行う。

2. 種類株主総会

当社は、B種優先株式について、会社法第322条第1項に定められた以

下の事項に関する決議を行う場合を除き、法令上可能な範囲で、B種優先株主のみを構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。

(1) 次に掲げる事項についての定款の変更（会社法第111条第1項又は第2項に規定するものを除く。）

- イ) 株式の種類を追加
- ロ) 株式の内容を変更
- ハ) 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

(2) 会社法第179条の3第1項の承認

(3) 株式の併合又は株式の分割

(4) 会社法第185条に規定する株式無償割当て

(5) 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（会社法第202条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

(6) 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（会社法第241条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

(7) 会社法第277条に規定する新株予約権無償割当て

(8) 合併

(9) 吸収分割

(10) 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

(11) 新設分割

(12) 株式交換

(13) 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

(14) 株式移転

3. 株式の併合、株式の分割、株式無償割当てまたは株主割当て

(1) 株式の分割が行われたときは、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当りのB種優先株式数}} \times \text{分割により増加するB種優先株式数}$$

(2) 株式の併合が行われたときは、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当りのB種優先株式数}} \times \text{併合により減少するB種優先株式数}$$

(3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときまたは株式無償割当てを行ったときは、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当りのB種優先株式数}} - \frac{\text{新規発行のB種優先株式払込価額}}{\text{新規発行のB種優先株式数}}$$

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当りのB種優先株式数}} \times \frac{\text{既発行のB種優先株式数}}{\text{既発行のB種優先株式数} + \text{新規発行のB種優先株式数}}$$

(4) なお、前各号による調整額の算定については、円位未満小数第1位以下は、切り上げるものとする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、(2)に定める数の普通株式（以下「B種転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、B種転換対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式の払込金額の総額（ただし、B種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、4万5000円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。）

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行または処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当会社が保有す

る普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式} \\ \text{の数一当社が} \\ \text{保有する普通} \\ \text{株式の数)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(新たに発行する普通} \\ \text{株式の数} \times \text{1株} \\ \text{当たり払込金額)} \end{array}} + \begin{array}{l} \text{調整前取得価額} \\ \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{一当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array}$$

取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行または処分に係る基準日がある場合にはその日における、または基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式または取得条項付株式（当社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限り、当社の保有するものを除く。）のすべてに関し、その取得請求権または取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。

(iv) 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（iv）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(v) 行使することによりまたは当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記（i）ないし（iv）のいずれかに該当する場合には、当社は日種優先株主および日種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえで、取得価額の調整を適切に行う。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の

取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記(a)の(iv)に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。

(iii) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。

(iv) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(f) 以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。

(i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、または新株予約権(新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。)その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合

(ii) 当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行する場合

5. 取得条項

当社は、当社の普通株式を国際的に認知された金融商品取引所に上場することを取締役会が決定し、かつ上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったB種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるB種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を各当該B種優先株式を保有するB種優先株主に対して交付するものとする。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、「4. 普通株式を対価とする取得請求権」(2)乃至(4)の定めを準用する。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

6. 出資者の優先受領権

(1) 当社について、買取が行われる場合において、当社の株主が受領する買取の対価は、当該買取が実行された時点において、以下の定めに従い、分配されるものとする。但し、本項の定めに従い分配を受ける出資者には、当該買取に係る発行会社の株式を譲渡しなかった株主は含まないものとする。

①買取の対価が現金の場合、買取の対価の合計額を残余財産とし、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の現金の分配を行う。

②買取の対価が現金以外の場合、当該買取に係る対価の合計額は、A種優先株式とB種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株式又はB種優先株式の保有者(複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。)が合理的に算定した評価額とし、これを残余財産として、当社

の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の対価の分配を行う。

(2) 本項において、「買収」とは、当社が以下のいずれかに該当することを意味する。

① 当社の発行済株式の議決権総数の過半数（潜在株式等（本項において当社が募集株式の発行、自己株式の処分若しくは新株予約権、新株予約権社債その他権利を行使することにより、当社の株式の交付を受けることができる権利を意味する。）は、行使されなかったものとして計算する。）を第三者が取得する場合

② 当社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併の効力発生直前における当社の総株主が合併の効力発生後の存続する会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併の効力発生後に存続する会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換の効力発生直前における当社の総株主が株式交換の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転の効力発生直前における当社の総株主が株式移転の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

⑤ 当社が会社分割を行う場合であって、吸収分割承継会社または新設分割会社の株式を配当財産として剰余金の配当を行う場合（なお、この場合において、本項（1）の適用上、本項（1）に基づく分配は当該株式につき剰余金の配当として行われるものとする。）

平成29年12月20日変更 平成29年12月28日登記

普通株式 17万株

A種優先株式 1万株

B種優先株式 2万株

B2種優先株式 2万株

I A種優先株式の内容

1. 残余財産の分配

当社は、「III B2種優先株式の内容」「1. 残余財産の分配」の定めに従って残余財産の分配を行う。

2. 種類株主総会

当社は、A種優先株式について、会社法第322条第1項に定められた以下の事項に関する決議を行う場合を除き、法令上可能な範囲で、A種優先株主のみを構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。

(1) 次に掲げる事項についての定款の変更（会社法第111条第1項又は第2項に規定するものを除く。）

イ) 株式の種類を追加

ロ) 株式の内容の変更

ハ) 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

(2) 会社法第179条の3第1項の承認

(3) 株式の併合又は株式の分割

(4) 会社法第185条に規定する株式無償割当て

(5) 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（会社法第202条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

(6) 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（会社法第241条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

- (7) 会社法第277条に規定する新株予約権無償割当て
- (8) 合併
- (9) 吸収分割
- (10) 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継
- (11) 新設分割
- (12) 株式交換
- (13) 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得
- (14) 株式移転

3. 株式の併合、株式の分割、株式無償割当てまたは株主割当て

(1) 株式の分割が行われたときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前のA種優先株式数}} \times \text{分割により増加するA種優先株式数}$$

(2) 株式の併合が行われたときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}}{\text{調整前のA種優先株式数}} \times \text{併合により減少するA種優先株式数}$$

(3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときまたは株式無償割当てを行ったときは、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金} - \text{新規発行のA種優先株式払込価額}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} \times \left(\frac{\text{既発行のA種優先株式数} + \text{新規発行のA種優先株式数}}{\text{調整前のA種優先株式数}} \right)$$

(4) なお、前各号による調整額の算定については、円位未満小数第1位以下は、切り上げるものとする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、(2)に定める数の普通株式（以下「A種転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種転換対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額（ただし、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものと

し、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、30,000円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行または処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数) - 当会社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{(新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額)}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{(発行済普通株式の数) - 当会社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行または処分に係る基準日がある場合にはその日における、または基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式または取得条項付株式（当会社の普通株式を交付する旨の定めがあるもの）に限り、当

会社の保有するものを除く。)のすべてに関し、その取得請求権または取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。

- (iv) 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- (v) 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本(v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知し、取得価額の調整を適切に行う。
- (i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 上記(a)の(iv)に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。
- (iii) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。
- (iv) その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(f) 以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。

(i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、または新株予約権（新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。）その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合

(ii) 当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行する場合

5. 取得条項

当社は、当社の普通株式を国際的に認知された金融商品取引所に上場することを取締役会が決定し、かつ上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を、各当該A種優先株式を保有するA種優先株主に対して交付するものとする。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、「4. 普通株式を対価とする取得請求権」（2）乃至（4）の定めを準用する。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

6. 株主の優先受領権

(1) 当社について、買取が行われる場合において、当社の株主が受領する買取の対価は、当該買取が実行された時点において、以下の定めに従い、分配されるものとする。但し、本項の定めに従い分配を受ける株主には、当該買取に係る発行会社の株式を譲渡しなかった株主は含まないものとする。

①買取の対価が現金の場合、買取の対価の合計額を残余財産とし、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の現金の分配を行う。

②買取の対価が現金以外の場合、当該買取に係る対価の合計額は、A種優先株式、B種優先株式及びB2種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株式、B種優先株式又はB2種優先株式の保有者（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が合理的に算定した評価額とし、これを残余財産として、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の対価の分配を行う。

(2) 本項において、「買取」とは、当社が以下のいずれかに該当することを意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の過半数（潜在株式等（本項において当社が募集株式の発行、自己株式の処分若しくは新株予約権、新株予約権付社債その他権利を行使することにより、当社の株式の交付を受けることができる権利を意味する。）は、行使されなかったものとして計算する。）を第三者が取得する場合

②当社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併の効力発生直前における当社の総株主が合併の効力発生後の存続する会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併の効力発生後に存続する会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換の効力発生直前における当社の総株主が株式交換の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換の効力発生後の完全親会社の

発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転の効力発生直前における当社の総株主が株式移転の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

⑤当社が会社分割を行う場合であって、吸収分割承継会社または新設分割会社の株式を配当財産として剰余金の配当を行う場合（なお、この場合において、本項（1）の適用上、本項（1）に基づく分配は当該株式につき剰余金の配当として行われるものとする。）

II B種優先株式の内容

1. 残余財産の分配

当社は、「III B2種優先株式の内容」「1. 残余財産の分配」の定めに従って残余財産の分配を行う。

2. 種類株主総会

当社は、B種優先株式について、会社法第322条第1項に定められた以下の事項に関する決議を行う場合を除き、法令上可能な範囲で、B種優先株主のみを構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。

(1) 次に掲げる事項についての定款の変更（会社法第111条第1項又は第2項に規定するものを除く。）

イ) 株式の種類を追加

ロ) 株式の内容の変更

ハ) 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

(2) 会社法第179条の3第1項の承認

(3) 株式の併合又は株式の分割

(4) 会社法第185条に規定する株式無償割当て

(5) 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（会社法第202条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

(6) 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（会社法第241条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

(7) 会社法第277条に規定する新株予約権無償割当て

(8) 合併

(9) 吸収分割

(10) 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

(11) 新設分割

(12) 株式交換

(13) 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

(14) 株式移転

3. 株式の併合、株式の分割、株式無償割当てまたは株主割当て

(1) 株式の分割が行われたときは、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = 1 \text{株当りの優先} \times \frac{\text{調整前の残余財産分配金} \times \text{分割により増加するB種優先株式数}}{\text{分割後のB種優先株式数}}$$

(2) 株式の併合が行われたときは、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = 1 \text{株当りの優先} \times \frac{\text{調整前の残余財産分配金} \times \text{併合により減少するB種優先株式数}}{\text{併合後のB種優先株式数}}$$

(3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときまたは株式無償割当てを行ったときは、B種優先残余財産分配金は、次

式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の優先残余財産分配金}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} \times \left[\frac{\text{新規発行のB種優先株式数}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} - \frac{\text{既発行のB種優先株式数}}{\text{調整前の1株当りの優先残余財産分配金}} \right]$$

(4) なお、前各号による調整額の算定については、円位未満小数第1位以下は、切り上げるものとする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、(2)に定める数の普通株式（以下「B種転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、B種転換対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式の払込金額の総額（ただし、B種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、45,000円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

		併合前発行済普通株式数	
調整後取得価額		=	調整前取得価額 × $\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$
<p>(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行または処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>			
		$\frac{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）} \times \text{（1株あたり払込金額）}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）}}$	
調整後	調整前		
取得価額	=	取得価額	×
		$\frac{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）} \times \text{（1株あたり払込金額）}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）}}$	
<p>取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行または処分に係る基準日がある場合にはその日における、または基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式または取得条項付株式（当社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限り、当社の保有するものを除く。）のすべてに関し、その取得請求権または取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。</p>			
<p>(iv) 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 (iv) において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 (iv) において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p>			
<p>(v) 行使することによりまたは当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本 (v) において同じ。）に、また株主割当日がある場合は</p>			

その日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知しうえ、取得価額の調整を適切に行う。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記(a)の(iv)に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。

(iii) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。

(iv) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(f) 以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。

(i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、または新株予約権(新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。)その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合

(ii) 当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行する場合

5. 取得条項

当社は、当社の普通株式を国際的に認知された金融商品取引所に上場することを取締役会が決定し、かつ上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったB種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるB種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を、各当該B種優先株式を保有するB種優先株主に対して交付するものとする。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、「4. 普通株式を対価とする取得請求権」(2)乃至(4)の定めを準用する。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

6. 株主の優先受領権

(1) 当会社について、買取が行われる場合において、当会社の株主が受領する買取の対価は、当該買取が実行された時点において、以下の定めに従い、分配されるものとする。但し、本項の定めに従い分配を受ける株主には、当該買取に係る発行会社の株式を譲渡しなかった株主は含まないものとする。

①買取の対価が現金の場合、買取の対価の合計額を残余財産とし、当会社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の現金の分配を行う。

②買取の対価が現金以外の場合、当該買取に係る対価の合計額は、A種優先株式、B種優先株式及びB2種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株式、B種優先株式又はB2種優先株式の保有者（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が合理的に算定した評価額とし、これを残余財産として、当会社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の対価の分配を行う。

(2) 本項において、「買取」とは、当会社が以下のいずれかに該当することを意味する。

①当会社の発行済株式の議決権総数の過半数（潜在株式等（本項において当会社が募集株式の発行、自己株式の処分若しくは新株予約権、新株予約権社債その他権利を行使することにより、当会社の株式の交付を受けることができる権利を意味する。）は、行使されなかったものとして計算する。）を第三者が取得する場合

②当会社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併の効力発生直前における当会社の総株主が合併の効力発生後の存続する会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併の効力発生後に存続する会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

③当会社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換の効力発生直前における当会社の総株主が株式交換の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

④当会社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転の効力発生直前における当会社の総株主が株式移転の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

⑤当会社が会社分割を行う場合であって、吸収分割承継会社または新設分割会社の株式を配当財産として剰余金の配当を行う場合（なお、この場合において、本項（1）の適用上、本項（1）に基づく分配は当該株式につき剰余金の配当として行われるものとする。）

III. B2種優先株式の内容

1. 残余財産の分配

(1) 発行会社は、残余財産を分配するときは、B2種優先株主またはB2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に同順位で、B2種優先株式1株あたり、55,000円（以下「B2種優先残余財産分配金」という。）を支払う。ただし、B2種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当てまたはこれに類する事項があった場合には、B2種優先残余財産分配金の額は、適切に調整されるものとする。

(2) 発行会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B2種優先株主

たはB2種優先登録株式質権者に同順位で、B種優先株式1株あたり、45,000円(以下「B種優先残余財産分配金」という。)を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当てまたはこれに類する事項があった場合には、B種優先残余財産分配金の額は、適切に調整されるものとする。

(3) 発行会社は、前2号による分配の後なお残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者およびB2種優先株主またはB2種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり、30,000円(以下「A種優先残余財産分配金」という。)を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当てまたはこれに類する事項があった場合には、A種優先残余財産分配金の額は、適切に調整されるものとする。

(4) 第1号の定めに従い、B2種優先株主またはB2種優先登録株式質権者に対し、B2種優先残余財産分配金の全額が支払われ、かつ第2号の定めに従い、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、B種優先残余財産分配金の全額が支払われ、かつ前号の定めに従い、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金の全額が支払われた後、なお残余する財産があるときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B2種優先株主またはB2種優先登録株式質権者、およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて同額の残余財産の分配を行う。

(5) 本項に基づき分配する残余財産が、(i)発行済のB種優先株式の総数にB種優先残余財産分配金の額を乗じた額及び(ii)発行済のB2種優先株式の総数にB2種優先残余財産分配金の額を乗じた額の合計額を下回る場合には、B種優先株式1株当たり分配される残余財産の金額及びB2種優先株式1株当たり分配される残余財産の金額の比率が、B種優先残余財産分配金の額及びB2種優先残余財産分配金の額と同じ比率になるように分配されるものとする。

2. 種類株主総会

当社は、B2種優先株式について、会社法第322条第1項定められた以下の事項に関する決議を行う場合を除き、法令上可能な範囲で、B2種優先株主のみを構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。

(1) 次に掲げる事項についての定款の変更(会社法第111条第1項又は第2項に規定するものを除く。)

二) 株式の種類を追加

ホ) 株式の内容の変更

へ) 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

(2) 会社法第179条の3第1項の承認

(3) 株式の併合又は株式の分割

(4) 会社法第185条に規定する株式無償割当て

(5) 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集(会社法第202条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。)

(6) 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集(会社法第241条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。)

(7) 会社法第277条に規定する新株予約権無償割当て

(8) 合併

(9) 吸収分割

(10) 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

- (11) 新設分割
 - (12) 株式交換
 - (13) 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得
 - (14) 株式移転
3. 株式の併合、株式の分割、株式無償割当てまたは株主割当て
- (1) 株式の分割が行われたときは、B2種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の 1株当りの優先残余財産分配金} \times \text{分割により増加するB2種優先株式数}}{\text{分割後のB2種優先株式数}}$$

- (2) 株式の併合が行われたときは、B2種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の 1株当りの優先残余財産分配金} \times \text{併合により減少するB2種優先株式数}}{\text{併合後のB2種優先株式数}}$$

- (3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときまたは株式無償割当てを行ったときは、B2種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の 1株当りの優先残余財産分配金} - \frac{\text{新規発行のB2種優先株式数} \times \text{新規発行のB2種優先株式払込価額}}{\text{調整前の 1株当りの優先残余財産分配金}}}{\text{既発行のB2種優先株式数} + \text{新規発行のB2種優先株式数}}$$

- (4) なお、前各号による調整額の算定については、円位未満小数第1位以下は、切り上げるものとする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

B2種優先株主は、B2種優先株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、(2)に定める数の普通株式（以下「B2種転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB2種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B2種優先株主が取得の請求をしたB2種優先株式を取得するのと引換えに、B2種転換対象普通株式を、当該B2種優先株主に対して交付する。

(2) B2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B2種優先株主が取得の請求をしたB2種優先株式の払込金額の総額（ただし、B2種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、55,000円とする。

(4) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- (i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行または処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数) - 当社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{(新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額)}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{(発行済普通株式の数) - 当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行または処分に係る基準日がある場合にはその日における、または基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式または取得条項付株式（当社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限り、当社の保有するものを除く。）のすべてに関し、その取得請求権または取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。

- (iv) 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けるこ

とができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（iv）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- (v) 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記（i）ないし（iv）のいずれかに該当する場合には、当社はB2種優先株主およびB2種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知し、取得価額の調整を適切に行う。
- (i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 上記（a）の（iv）に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。
- (iii) 上記（a）の（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。
- (iv) その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B2種優先株主またはB2種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) 以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。

(i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、または新株予約権（新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。）その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合

(ii) 当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行する場合

5. 取得条項

当社は、当社の普通株式を国際的に認知された金融商品取引所に上場することを取締役会が決定し、かつ上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったB2種優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかるB2種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を、各当該B2種優先株式を保有するB2種優先株主に対して交付するものとする。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、「4. 普通株式を対価とする取得請求権」（2）乃至（4）の定めを準用する。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

6. 株主の優先受領権

(1) 当社について、買取が行われる場合において、当社の株主が受領する買取の対価は、当該買取が実行された時点において、以下の定めに従い、分配されるものとする。但し、本項の定めに従い分配を受ける株主には、当該買取に係る発行会社の株式を譲渡しなかった株主は含まないものとする。

①買取の対価が現金の場合、買取の対価の合計額を残余財産とし、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の現金の分配を行う。

②買取の対価が現金以外の場合、当該買取に係る対価の合計額は、A種優先株式、B種優先株式及びB2種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株式、B種優先株式又はB2種優先株式の保有者（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が合理的に算定した評価額とし、これを残余財産として、当社の定款に基づき株主がそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の対価の分配を行う。

(2) 本項において、「買取」とは、当社が以下のいずれかに該当することを意味する。

(ア) 当社の発行済株式の議決権総数の過半数（潜在株式等（本項において、当社が募集株式の発行、自己株式の処分若しくは新株予約権、新株予約権付社債その他権利を行使することにより、当社の株式の交付を受けることができる権利を意味する。）は、行使されなかったものとして計算する。）を第三者が取得する場合

(イ) 当社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併の効力発生直前における当社の総株主が合併の効力発生後の存続する会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併の効力発生後に存続する会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

(ウ) 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換の効力発生直前における当社の総株主が株式交換の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

(エ) 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転の効力発生直前における当社の総株主が株式移転の効力発生後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転の効力発生後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となる場合

	<p>(オ) 当社が会社分割を行う場合であって、吸収分割承継会社または新設分割会社の株式を配当財産として剰余金の配当を行う場合（なお、この場合において、本項(1)の適用上、本項(1)に基づく分配は当該株式につき剰余金の配当として行われるものとする。） 令和 1年11月25日変更 / 令和 1年12月 9日登記</p>		
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p>		
役員に関する事項	取締役	安西智宏	
	取締役	安西智宏	平成29年 2月24日重任 平成29年 3月13日登記
	取締役	安西智宏	平成30年 2月21日重任 平成30年 3月 7日登記
	取締役	安西智宏	平成31年 2月25日重任 平成31年 3月 7日登記
	取締役	安西智宏	令和 2年 2月28日重任 令和 2年 3月11日登記 令和 2年 8月31日辞任 令和 2年 8月31日登記
	取締役	木村廣道	
	取締役	木村廣道	平成29年 2月24日重任 平成29年 3月13日登記
	取締役	木村廣道	平成30年 2月21日重任 平成30年 3月 7日登記
	取締役	木村廣道	平成31年 2月25日重任 平成31年 3月 7日登記
	取締役	木村廣道	令和 2年 2月28日重任 令和 2年 3月11日登記

	取締役	中田章仁	平成28年 3月 1日辞任
			平成28年 3月17日登記
	取締役	渡邊温子	平成28年 3月 1日就任
			平成28年 3月17日登記
	取締役	渡邊温子	平成29年 2月24日重任
			平成29年 3月13日登記
			平成29年 3月31日辞任
			平成29年 4月14日登記
	取締役	田中大士	平成28年 3月 1日就任
			平成28年 3月17日登記
			平成28年10月31日辞任
			平成28年11月 1日登記
	取締役	秋永士朗	平成29年 3月 6日就任
			平成29年 3月13日登記
	取締役	秋永士朗	平成30年 2月21日重任
			平成30年 3月 7日登記
	取締役	秋永士朗	平成31年 2月25日重任
			平成31年 3月 7日登記
	取締役	秋永士朗	令和 2年 2月28日重任
			令和 2年 3月11日登記
	取締役	服部恵子	平成29年 3月31日就任
			平成29年 4月14日登記
	取締役	服部恵子	平成30年 2月21日重任
			平成30年 3月 7日登記

<u>取締役</u>	<u>服部 恵子</u>	平成31年 2月25日重任
		平成31年 3月 7日登記
<u>取締役</u>	<u>服部 恵子</u>	令和 2年 2月28日重任
		令和 2年 3月11日登記
<u>取締役</u>	<u>石川 祐介</u>	平成29年 8月18日就任
		平成29年 8月23日登記
<u>取締役</u>	<u>石川 祐介</u>	平成30年 2月21日重任
		平成30年 3月 7日登記
		平成30年 8月31日辞任
		平成30年 9月14日登記
<u>取締役</u>	<u>河原 三紀郎</u>	平成29年12月22日就任
		平成29年12月28日登記
<u>取締役</u>	<u>河原 三紀郎</u>	平成30年 2月21日重任
		平成30年 3月 7日登記
<u>取締役</u>	<u>河原 三紀郎</u>	平成31年 2月25日重任
		平成31年 3月 7日登記
<u>取締役</u>	<u>河原 三紀郎</u>	令和 2年 2月28日重任
		令和 2年 3月11日登記
		令和 2年 8月31日辞任
		令和 2年 8月31日登記
東京都港区白金台三丁目16番4-803号		
<u>代表取締役</u> <u>安西 智宏</u>		平成28年 3月 1日辞任
		平成28年 3月17日登記
東京都足立区入谷七丁目3番8号		
<u>代表取締役</u> <u>渡邊 温子</u>		平成28年 3月 1日就任
		平成28年 3月17日登記

東京都足立区入谷七丁目3番8号 代表取締役 <u>渡邊 温子</u>	平成29年 2月24日重任
	平成29年 3月13日登記
東京都大田区西蒲田三丁目23番10号 代表取締役 <u>服部 恵子</u>	平成29年 3月31日辞任
	平成29年 4月14日登記
	平成29年 3月31日就任
	平成29年 4月14日登記
東京都大田区西蒲田三丁目23番10号 代表取締役 <u>服部 恵子</u>	平成30年 2月21日重任
	平成30年 3月 7日登記
	平成30年11月 1日辞任
	平成30年11月 1日登記
静岡県駿東郡長泉町下土狩1334番地の6 代表取締役 <u>秋永 士朗</u>	平成30年11月 1日就任
	平成30年11月 1日登記
静岡県駿東郡長泉町下土狩1334番地の6 代表取締役 <u>秋永 士朗</u>	平成31年 2月25日重任
	平成31年 3月 7日登記
静岡県駿東郡長泉町下土狩1334番地の6 代表取締役 <u>秋永 士朗</u>	令和 2年 2月28日重任
	令和 2年 3月11日登記
監査役 <u>福田 益子</u>	平成30年 8月31日辞任
	平成30年 9月14日登記
監査役 <u>竹内 誠</u>	平成30年 9月 1日就任
	平成30年 9月14日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成30年 9月 1日廃止
	平成30年 9月14日登記

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>新株予約権</p>	<p><u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>5500個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>当社の普通株式5500株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。</u> <u>本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、以下の定めにより調整されることがある。</u> <u>(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。</u> <u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> <u>(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。</u> <u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>1株につき金1000円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。</u> <u>(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。</u></p>

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{株式数}}$$

調整後 調整前 時価

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的と

なる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本項目第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目第(2)号に基づく調整は行われぬものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年1月14日から平成38年1月13日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定

	<p>義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(4) 権利者が下記のいずれかの身分を取得した後に(権利者が本新株予約権を取得した時点で下記のいずれかの身分を有する場合を含む)、下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役</p> <p>② 当社又は子会社の使用人</p> <p>③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>② 権利者が当社又は子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。</p> <p>③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合</p> <p>④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合</p> <p>⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合</p> <p>⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合</p> <p>⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合</p> <p>(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合</p> <p>② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合</p> <p>(7) 当社は、取締役会決議によりいつでも未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>平成28年 1月13日発行 平成28年 2月 9日登記</p> <p>令和2年8月31日新株予約権全部消却 令和 2年 8月31日登記</p>
--	--

第2回新株予約権

新株予約権の数

4200個

4000個

平成28年10月31日変更 平成28年11月1日登記

3000個

平成29年3月31日変更 平成29年12月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社のA種優先株式4200株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社がA種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の1/10分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済A種優先株式総数を株式分割前の発行済A種優先株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済A種優先株式総数を株式併合前の発行済A種優先株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は本新株予約権1個あたりの目的たる株式数を適切に調整する。

当社のA種優先株式4000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社がA種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の1/10分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済A種優先株式総数を株式分割前の発行済A種優先株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済A種優先株式総数を株式併合前の発行済A種優先株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は本新株予約権1個あたりの目的たる株式数を適切に調整する。

平成28年10月31日変更 平成28年11月1日登記

当社のA種優先株式3000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社がA種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは株式分割後の発行済A種優先株式総数を株式分割前の発行済A種優先株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済A種優先株式総数を株式併合前の発行済A種優先株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は本新株予約権1個あたりの目的たる株式数を適切に調整する。

平成29年 3月31日変更 平成29年12月28日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金3万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社がA種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額でのA種優先株式の発行または処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。）、または(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもってA種優先株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）の発行または処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社がA種優先株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求または一定の事由を意味し、

限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかについて、金融商品取引所への上場のために必要な当社の機関決定による承認がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合において、当社が決定し権利者に通知した期限までに本新株予約権が行使されなかったときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合において、当社が決定し権利者に通知した期限までに本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合において、当社が決定し権利者に通知した期限までに本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社または子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）と競合する業務を営む者（法人、団体、個人を問わない。以下「競業事業者」という。）を直接若しくは間接に設立し、またはその役員若しくは使用人に就任し、または競業事業者と事業提携、資本出資その他の協業を行うなど、名目を問わず当社または子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社または子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、または振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別

	<p>清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合</p> <p>①権利者につき解散の決議が行われた場合</p> <p>②権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力または詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人を意味する。以下同じ。）であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合</p> <p>(5) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合</p> <p>②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合</p>
	<p>平成28年 3月18日発行</p> <p>平成28年 4月 8日登記</p>
	<p>令和2年7月15日新株予約権全部放棄</p> <p>令和 2年 7月28日登記</p>
第3回新株予約権	
新株予約権の数	
2000個	
1750個	平成30年 4月16日変更 平成30年 4月24日登記
1250個	平成30年 8月31日変更 平成30年 9月14日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
当社のB種優先株式2000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。	
本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。	
(1) 当社がB種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済B種優先株式総数を株式分割前の発行済B種優先株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済B種優先株式総数を株式併合前の発行済B種優先株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。	
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率	
(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社	

分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は本新株予約権1個あたりの目的たる株式数を適切に調整する。

当社のB種優先株式1750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社がB種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済B種優先株式総数を株式分割前の発行済B種優先株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済B種優先株式総数を株式併合前の発行済B種優先株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は本新株予約権1個あたりの目的たる株式数を適切に調整する。

平成30年 4月16日変更 平成30年 4月24日登記

当社のB種優先株式1250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社がB種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済B種優先株式総数を株式分割前の発行済B種優先株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済B種優先株式総数を株式併合前の発行済B種優先株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は本新株予約権1個あたりの目的たる株式数を適切に調整する。

平成30年 8月31日変更 平成30年 9月14日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権は無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金4万5000円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社がB種優先株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額でのB種優先株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもってB種優先株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件としてB種優先株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社がB種優先株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、B種優先株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合はB種優先株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{1 \text{株あたり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済B種優先株式総数(当社が保有するものを除く。)および発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たるB種優先株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由によるB種優先株式または潜在株式の発行または処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行または処分されるB種優先株式および当該発行または処分される潜在株式の目的たるB種優先株式の数は算入しない。)

② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、

「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たるB種優先株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となるB種優先株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法でB種優先株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われぬものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年12月21日から平成39年12月20日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかについて、金融商品取引所への上場のために必要な当社の機関決定による承認がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の決議)により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(当社が

	<p>取締役会設置会社でない場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定)が行われた場合において、当社が決定し権利者に通知した期限までに本新株予約権が行使されなかったときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合において、当社が決定し権利者に通知した期限までに本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合において、当社が決定し権利者に通知した期限までに本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>②権利者が当社または子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)と競合する業務を営む者(法人、団体、個人を問わない。以下「競業事業者」という。)を直接若しくは間接に設立し、またはその役員若しくは使用人に就任し、または競業事業者と事業提携、資本出資その他の協業を行うなど、名目を問わず当社または子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。</p> <p>③権利者が法令違反その他不正行為により当社または子会社の信用を損ねた場合</p> <p>④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、または振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合</p> <p>⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合</p> <p>⑦権利者につき解散の決議が行われた場合</p> <p>⑧権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力または詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人を意味する。以下同じ。)であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合</p> <p>(5) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合</p> <p>②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合</p> <p>平成29年12月22日発行 平成29年12月28日登記</p>
--	--

東京都文京区本郷三丁目42番1号
アキュルナ株式会社

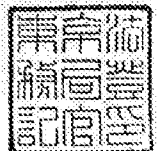
	令和2年7月15日新株予約権全部放棄 令和2年7月28日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成27年12月18日登記
	令和2年9月1日千葉県柏市若柴226番地39中央144街区15ナノキャリア株式会社に合併し解散 令和2年9月11日登記 令和2年9月11日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

令和2年9月16日
東京法務局
登記官

白井成彦



整理番号 ア771438

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

48/48

PATENT

RECORDED: 10/23/2020

REEL: 054224 FRAME: 0158